

介護専門職・登録ヘルパー時給単価表(令和5年5月1日～)

時間給	
【介護専門職】	
※勤続年数による	
勤続年数	時間給
3年未満	1,200円
3年～5年	1,220円
5年から10年	1,240円
10年以上	1,260円
【登録ヘルパー】	
勤続年数	時間給
一律	1,200円

資格手当		
※同種類の資格を複数保有する場合は、その上級資格の手当のみ支給		
介護福祉	介護福祉士	5,000円
	介護職員実務者研修(旧ホームヘルパー1級)	3,000円
	介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)	1,500円
社会福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員		5,000円
衛生管理者	第1種衛生管理者	3,000円
	第2種衛生管理者	1,500円

各種加算	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア専門加算・・・介助技術により専門性を要する利用者の介助に入った場合、0～200円/時を加算します。 ・正月勤務手当・・・・・・正月三が日の期間の勤務については単価の25%増しで支給します。 ・台風勤務手当・・・・・・台風時の勤務は単価の25%増しで支給します。 ・評価手当・・・・・・勤務態度、介助技術、支援方法が特に優れている場合月0～5,000円/月を支給します。(毎年見直し) ・資格手当・・・・・・上記の内容で毎月支給します。 ・処遇改善手当・・・・・・対象職員に対し段階に分けて7月・12月に支給します。 ・特定処遇改善手当・・・対象職員に対し段階に分けて7月・12月に支給します。 ・ベースアップ等支援手当・・・対象職員に対し基本賃金(時間給)の昇給にて実施します。 	

※給与支払い日は、未締め翌月20日の銀行振込。但し、支払日が土日及び祝祭日にあたる場合は、直前の平日に支払い

サービス内容(全サービス共通の時間給です)		
障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護	※有償介助・・・他のサービスとつながる依頼の場合は、最低15分から。単独の場合は1時間からのサービス提供となり、以降は15分単位となります。
地域活動支援事業	移動支援	
有償介助 事務所勤務 同行訪問 定例会 ケース会議 臨時研修		※送 迎・・・最低30分(前後に介助依頼がある場合は、最低15分)とし、以降は15分単位。予定時間を超えた場合は15分単位にした時間に近い時間で算定します。